

これは参考として作成した自主防災組織の規約例です。

また、近年、防災だけでなく防犯も目的とした団体が増えています。そのような組織の場合には※印を参考に規約を検討願います。

## 自主防災組織規約例（参考）

（名称）

第1条 この会は、〇〇〇〇自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会は、住民の相互扶助の精神に基づく自主的な防災（※及び防犯）活動を行うことにより、防災についての知識、技能を修得し、地震その他の災害の防止および軽減を図り、ことを目的とする。

※（目的）

第2条 本会は、住民の相互扶助の精神に基づく自主的な防災・防犯活動を行うことにより、防災についての知識、技能を修得し、地震その他の災害の防止および軽減を図るとともに、警察やその他関係機関と緊密な連携のもとに事件事故から未然に地域住民を守ることを目的とする。

（組織）

第3条 本会は、甲賀市〇〇町△△の地域に居住する世帯（のうち、目的に賛同する世帯）をもって組織する。

（総会）

第4条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会は、次の事項について審議する。

- （1）規約の改正に関する事。
- （2）防災計画の作成及び改正に関する事。
- （3）事業計画に関する事。
- （4）予算及び決算に関する事。
- （5）役員の変更に関する事。
- （6）その他総会が特に必要と認めた事。

（役員）

第4条 本会の活動を円滑にするため、次のとおり役員を置き、必要により役員会を開催する。

- （1）会長 名
- （2）副会長 名
- （3）班長 名

2 本会の運営円滑に推進するため、若干名の顧問を置くことができる。

3 役員任期は、 年とする。但し、再任は妨げない。

(事業)

第5条 本会は第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 防災に関する知識の普及および啓発に関すること。

(2) 災害発生時における情報の収集・伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等の応急対策に関すること。

(3) 防災訓練の実施に関すること。

(4) 消防署・消防団との連携に関すること。

(5) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

※ (1) 防災・防犯に関する知識の普及および啓発に関すること

(4) 消防署・消防団・警察署との連携に関すること。

(5) 地区内の要注意箇所を点検し定期的に巡回する。

(6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(防災計画)

第6条 本会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

(1) 災害発生時における防災組織の構成及び任務分担に関すること。

(2) 防災知識の普及に関すること。

(3) 防災訓練の実施に関すること。

(4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関すること。

(5) その他必要な事項。

(防災組織)

第7条 本会の組織を別図のとおり定め、班を設置し役割を分担する。

(会費)

第8条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第9条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(その他)

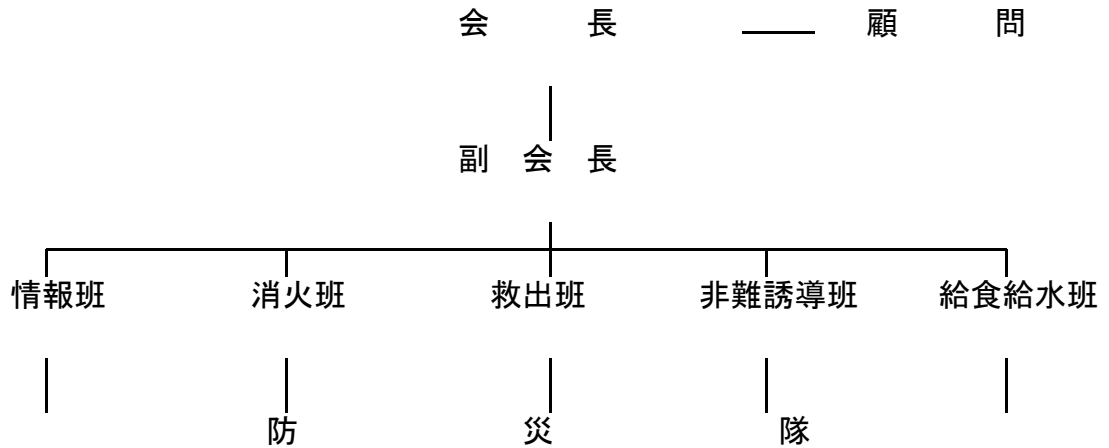
第10条 この規約に定めのない事項については、役員会において決定する。

付則

(施行期日)

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

### 第7条による組織図



### 第7条による班の任務

#### (1) 情報班

##### 平常時

- ・地域の夜回り、回覧板等で防火・防災の広報を行い地域ぐるみで火を出さないように徹底させる。
- ・市や消防署などからの指示や被害状況、災害危険箇所、避難状況などの情報を早く正しく伝えられるかをチェックする。

##### 災害時

- ・市や消防機関からの災害情報や指示を正確かつ迅速に地域に伝え、自分の地域の被害状況や避難状況をいち早く収集し、市へ報告する。
- ・デマやパニックを防ぐため、不確かな情報は市や消防署、ラジオやテレビで確認する。

#### (2) 消火班

##### 平常時

- ・情報伝達、消火、救出救護、避難誘導などを行うために必要な資機材を揃える。
- ・消火器や可搬式動力ポンプなどの防災資機材の使用手法や消火技術を身につける。

##### 災害時

- ・火が出たら速やかに初期消火活動を行う。

#### (3) 救出班

##### 平常時

- ・けがをした人や社会的弱者の救護活動や、応急手当の方法を身につける。

#### 災害時

- ・資機材を有効に使い、救出作業を行い、必要がある場合は消防機関などに出動要請する。また、場合によっては医療機関や救護所に搬送する。

### (4) 避難誘導班

#### 平常時

- ・指定された避難場所まで早く安全に避難できるように避難誘導の手順を定める。
- ・地域の危険な場所、防災設備、避難場所などをチェックし、防災マップを作りその情報を地域住民で共有する。

#### 災害時

- ・避難情報を地域内の住民に正確かつ迅速に伝達し、混乱なく、安全に住民全員が避難できるように避難場所へ誘導する。

### (5) 給食給水班

#### 平常時

- ・炊出しのほか、鍋やろ水器などの資機材で、食料や水を確保しスムーズに配給する方法も訓練する。

#### 災害時

- ・炊出し、飲料水を確保し、食料品や救援物資のスムーズな受入れ、配給を行う。